

【閲覧用】

令和 4(2022) 年第 1 回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和 4 (2022) 年 1 月 11 日 (火)				
開催場所	飯塚市役所本庁 2 階 多目的ホール				
開会	午後 2 時	閉 会	午後 3 時		
議事及び 議決結果表	番号	件名		結果	備考
	議案第 1 号	農地法第 3 条の許可申請について		許可	2 件
	議案第 2 号	農地法第 4 条の許可申請について		許可相当	1 件
	議案第 3 号	農地法第 5 条の許可申請について		許可相当	8 件
	議案第 4 号	農用地利用集積計画(利用権設定)について		決定	49 件
	報告第 1 号	農地法第 32 条に基づく意向調査の結果について		済	
	報告第 2 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について		済	20 件
	報告第 3 号	農地転用完了等の報告について		済	
出席委員	農業委員	18 人	農地利用最適化 推進委員	12 人	
欠席委員	農業委員		1 人		
署名委員	18 番	浅田 正次	3 番	原田 敏行	
事務局	局長	田中 善広	係長	植木 功	
	主任	赤崎 政伸	主任	安藤 正紘	
	主事補	野中 智仁			
その他の 出席者	経済部長 長谷川 司				

農業委員出席状況 (18名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	福澤 正剛	○	11	上田 高志	○
2(副会長)	大隈 秀文	○	12(会長)	須堯 忠臣	○
3	原田 敏行	○	13	大熊 眞	○
4	茅野 兵次郎	○	14	多田 信之	○
5	藤田 武治	○	15	奥野 由佳	○
6	畠中 五恵子	○	16	深町 義則	×
7	高野 敏治	○	17	城石 隆生	○
8	伏原 和也	○	18	浅田 正次	○
9	岡松 美由紀	○	19	小山 光治	○
10	新開 剛	○			

農地利用最適化推進委員出席状況 (12名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	○	16	山本 眞二	—
2	幸崎 勲	—	17	平嶋 正雄	—
3	三村 保始	—	18	田中 直敏	—
4	肘井 郁秀	—	19	原 寅雄	○
5	池永 雅行	○	20	藤井 光生	—
6	福間 健二	○	21	瀧本 康男	—
7	岡松 正利	○	22	中野 敏次	—
8	大村 敏之	○	23	多田 茂康	—
9	小畑 和廣	—	24	武本 正国	—
10	平畑 悟諮	○	25	山本 保利	○
11	水間 惣吾	○	26	松延 隆幸	○
12	岡松 明人	○	27	嶋田 正志	—
13	大谷 繁信	—	28	中村 勉	—
14	藤田 光幸	—	29	森田 輝巳	—
15	田中 一平	○	30	許斐 太一	—

議案第1号第1項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	申請のあった農地は、2名の共有名義となっており、各自持分全てを移転するもの。		
地区推進委員報告	<p>(5番推進委員：池永委員)</p> <p>この件につきましては、昨年の夏頃に譲受人の [REDACTED] より話がありましたが、譲渡人の [REDACTED] から話を受けたときには、まだ相続が終わってなかったので、相続が終わりましたら話を進めましょうとのことを聞いておりました。今回、相続も終わり、話もまとまり、先月 [REDACTED] が来られ説明を受けました。この件について、 [REDACTED] は3条にて申請をするということでございます。 [REDACTED] は、認定農業者でもあり、何ら問題なし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第1号第2項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	贈与		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(6番推進委員：福間委員)</p> <p>この件につきましては、譲渡人より内容をお聞きしたところ、高齢に伴い長男である譲受人に農地を譲渡したいということで今回の申請になっており、何ら問題なし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第2号第1項 農地法第4条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
-----------------	------------

施設の概要	
備考	売買 令和3年12月20日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。 隣接用悪水路 [] を含め、計画面積は [] となる。
造成	最大70cm程度の盛土工。
進入口	東側及び西側市道からの進入。
土留め	北側、東側及び西側において、コンクリートブロック擁壁を設置。 南側において、隣接地へ擦り付け及び投げ掛け。
被害防除	特段の施工なし。
雨水排水	申請地内に自由勾配側溝を敷設し、溜柵を経由後、東側水路へ放流。
生活雑排水	合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和4年2月1日から令和4年10月31日まで
水利同意	[] 生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(15番推進委員：田中委員) 昨年12月22日に行政書士の金子氏に現地で説明を受けました。本件の転用目的は共同住宅となっております。本件につきましては、[] 生産組合の水利同意もとれており、何ら問題なし。
現地調査報告	12月24日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第3号第2項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[]		
権利内容	所有権		
譲受人	[]	農地 区分	1種 (10ha超の連坦) (集落接続)
譲渡人	[]		
転用目的 施設の概要	事務所兼車両置場		
備考	売買		
造成	最大170cm程度の盛土工。 (北側の一部36.2㎡は農道拡幅のため分筆し市へ譲地)		
進入口	東側市道より幅8mの進入口(門扉)を敷設。		

土留め	進入路を除く全方位にL型擁壁を敷設。
被害防除	進入路を除く全方位に高さ 120 cmのフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に側溝、溜桝を敷設し北西側水路へ放流。
生活雑排水	合併浄化槽を敷設。VS 側溝を経由し北西側水路へ放流。
工事計画期間	令和 4 年 2 月 10 日から令和 4 年 5 月 31 日まで
水利同意	■■■■ 生産組合、■■■■ 生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	令和 3 年 6 月 21 日付飯塚市告示第 206 号にて農振農用地除外済み。 令和 3 年 8 月 18 日付け都市計画法に基づく事前審査会終了。
地区推進委員報告	(26 番推進委員：松延委員) 現地は、12 月 15 日に代理人の■■■■と立会し、説明を受けました。現在農地は、休耕田として適正に管理されている農地ではありますが、今回■■■■では、市内 4 箇所にある事業所を 1 か所に集約し、大型トラック等の駐車場及び事務所を建設され、事業効率の向上を図るものであります。関係する生産組合においてもすでに同意されており、問題ないものと思えます。なお、開発協議についても事前協議が済ということであります。
現地調査報告	12 月 24 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 3 第 3 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■		
権利内容	所有権		
譲受人	■■■■	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	■■■■		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1 棟 建築面積 56.31 m ² テラス 面積 7.58 m ² 建ぺい率 22.49%		
備考	売買		
造成	最大 10 c m 程度の盛土工、及び一部で最大 50 c m 程度の切土工。		
進入口	北側隣接道路から進入。		
土留め	東側でコンクリートブロック壁を新設。残りの周囲は隣接地の整地レベルへの擦り付けのため、現況のまま。		
被害防除	東側新設コンクリートブロック壁にフェンスを設置。		
雨水排水	溜桝を敷設し、北側の既存道路側溝に放流。		
生活雑排水	合併処理浄化槽を敷設、処理水は雨水同様に北側の既存道路側溝に放流。		

工事計画期間	令和4年2月10日から同年8月10日まで
水利同意	農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関による融資にて対応。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(8番推進委員：大村委員) 昨年11月20日にあかね合同土地家屋調査士の新田氏より、図面を預かり説明を受けました。位置図、現状を確認しました。住宅が1棟建つとのこと。しかし、12月12日に新田氏より変更したとの連絡があり、図面を預かり説明を受けました。変更内容は、カーポートをやめて、テラスに変更するとのことでした。また、東側には畑がありますが、何ら問題ないと思います。地元農区の承諾も得ておりますので、計画通り施工されれば問題なし。
現地調査報告	12月24日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第3号第4項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	進入路		
備考	売買 隣接雑種地 [REDACTED] m ² を含め、計画面積は [REDACTED] m ² となる。		
造成	最大70cm程度の切土工。		
進入口	東側市道からの進入。		
土留め	北西側において、法面土羽打ち。 北東側、南東側及び南西側において、隣接地へ擦り付け。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	主に自然流下。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和4年3月20日から令和4年4月25日まで		
水利同意	生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。		

	(信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(10 番推進委員：平畑委員) 昨年12月19日に譲受人である [REDACTED] が私のもとにおいでになり、現在 [REDACTED] に所有している資材置場に新たに進入路を設けたいという申出があり、現地に行って色々話を聞きました。今回の案件の農地についてですが、譲渡人の [REDACTED] は、過去に農業の経験がなく、長い間耕作放棄地になっておりました。面積も 19 m ² と狭く、これらを加味して何ら問題なし。
現地調査報告	12 月 24 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 3 号第 5 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3 種 (第一種低層住 居専用地域)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	駐車場兼倉庫及び進入路		
備考	売買		
造成	最大 60cm 程度の盛土工、また最大 60cm 程度の切土工。 駐車場の表土はクラッシャーラン敷、進入路の表土は砂利敷。		
進入口	駐車場へは幅 3.5m の進入口を敷設。 また、隣接する宅地 ([REDACTED]) への進入路拡幅も行う。		
土留め	南側にコンクリートブロック 2 段を敷設。		
被害防除	なし。		
雨水排水	地盤浸透による自然流下。また、申請地内に溜桝を設置し埋設管を経由し放流。		
生活雑排水	なし。		
工事計画期間	令和 4 年 2 月 10 日から令和 4 年 5 月 31 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし。		
地区推進委員報告	(25 番推進委員：山本委員)		

	12月に一度書類だけもらって現地を確認しました。そして、1月7日に業者さんと一緒に現地で立会いし、説明を受けました。周りに農地はなく、家に囲まれている状況でしたので、何ら問題ないと思います。また、排水関係についても、生産組合の同意が得られておりますので、何ら問題ないと思います。
現地調査報告	12月24日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第3号第6項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3種 (第一種住居地域)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	宅地分譲		
備考	売買 令和3年12月14日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大90cm程度の盛土工。申請地内に各区画接続のための道路を設置。既存道路に接する東側では道路中心線から3.25mのラインまでセットバックを実施。(新設道路及びセットバック分は、市に寄付の予定。)		
進入口	東側隣接道路から進入。		
土留め	申請地北側では隣接の既存コンクリートブロック擁壁に投げ掛けし、民境界に沿うように境界ブロックを設置。進入口を除いた周囲は、コンクリート擁壁を設置。		
被害防除	フェンスは、各区画購入者が個々に設置予定。		
雨水排水	申請地内の新設道路及びセットバック箇所の道路側に道路側溝を敷設し、西側既存水路に放流。		
生活雑排水	南東の既存道路に埋設されている公共下水管を申請地まで延伸し、これに放流。		
工事計画期間	令和4年3月1日から同年10月30日まで		
水利同意	[REDACTED]農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金にて対応。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(1番推進委員：宮本委員) 昨年12月29日に土地家屋調査士の坂本氏より現地で説明を受けました。本物		

	件においては、周りが住宅・駐車場になっており、何ら問題ないと思います。また、地元農区の同意も取れており、計画通り進めれば問題なし。
現地調査報告	12月24日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第3号第7項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	建売住宅 4棟 231.84㎡		
備考	売買 令和3年10月29日付け飯塚市告示第327号にて農振農用地除外済み。 令和3年11月19日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大70cm程度の盛土工。		
進入口	西側市道の道路中心線から3mの位置までセットバック。各分譲地へはこの市道から進入。セットバック部分については市に帰属。		
土留め	北側、東側及び南側において、コンクリートブロック擁壁を設置。 西側において、セットバックラインに擦り付け。 北側及び東側境界から水路までの間については、張りコンクリート施工。		
被害防除	北側、東側及び南側において、高さ80～100cmのフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に自主施工による縦断用自由勾配側溝及び雨水樹を敷設し、北側水路へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和4年2月15日から令和4年12月31日まで		
水利同意	[REDACTED]及び[REDACTED]生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(12番推進委員：岡松委員) 昨年12月23日に譲受人の[REDACTED]の代理人であります、松生土地家屋調査士より詳細資料に基づき説明を受けました。譲渡人についても、以前から売却先を探していたとのことでした。周辺地域については、住宅化が進んでいるところでもあり、地元生産組合長の同意も得ておりますので、計画通り		

	の施工であれば問題なし。
現地調査報告	12月24日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第3号第8項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED] (現況は採草放牧地である。)		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2種 (10ha未滿)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	太陽光発電設備		
備考	売買		
造成	申請地北東側で最大9.50m程度の盛土工。 計画図平面図の南西側に記載している①-①'断面では最大16.00mの盛土工、②-②'断面では最大で20.00mの盛土工及び10.00mの切土工を、③-③'断面では20.00mの盛土工を実施。この南西側の箇所では、植栽し森林区域を形成する。 太陽光パネルが設置される中央部分では2.00m程度の切土工。		
進入口	南西側の隣接道路から進入。		
土留め	盛土及び切土工を行い法面になる箇所は、叩き締めを実施。		
被害防除	進入口には扉を設置し、周囲にフェンスを新設。		
雨水排水	南西側森林区域ではU型側溝を敷設、更にモルタル仕上げによる素掘側溝も区域内に設け、雨水は沈砂池を経由した上で、隣接する河川に放流。		
生活雑排水	発生せず。		
工事計画期間	令和4年2月15日から同年4月15日まで		
水利同意	[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の各生産組合の同意あり。 水利関係承諾においては、「とにかく災害が起きないように沈砂池の整備、管理、排水に重きを置き留意すること」との条件の付記あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金にて対応。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	申請地北側に隣接する[REDACTED]側では、越境し造成等の工事が及ばないように民境界線から申請地側に30cmの任意のセットバックを実施。 セットバックラインに沿い、申請地側に雨水流出防止のための畦畔を設置。		
地区推進委員報告	(19番推進委員：原委員) 12月24日に私、大隈副会長及び[REDACTED]生産組合長に加え事務局の立会いの下、		

	<p>現地にて申請人から説明を受けました。敷地面積が大きい太陽光発電設備として転用する計画でございます。地元■■■■地区の4つの生産組合からの水利承諾を受けております。隣接する■■■■生産組合長には現地説明の際に■■■■と■■■■の境界線の位置の説明があつておりました。あとは、計画図面の通り工事を行い、総会の資料にもあります通り災害が起きないように管理し、問題が発生した場合は、関係者としっかりと協議の上、対処していただきたいと思ひます。</p>
<p>現地調査報告</p>	<p>12月24日の執行部による現地調査及び検討会について報告。施工の内容及び図面等の整合性について指摘がありました。指摘事項について、申請人に確認を行い、現在皆様のお手元にあります追加資料の通りとなっております。</p>
<p>質疑・意見</p>	<p>1 事前質疑項目 (7番農業委員：高野委員)</p> <p>【質問①】 申請地の南西側で造成を行う計画になっているが、当該箇所の盛土量はどの位なのか。</p> <p>【回答①】 想定される盛土量は、およそ31,600 m³となっております。</p> <p>なお、太陽光発電パネルを設置する箇所を中心に切土工を行います。切土で発生する土砂の量が盛土で必要とする土砂の量と同じになるため、これを活用し他所からの土砂の搬入等は予定されていません。</p> <p>(受任行政書士に確認)</p> <p>(7番農業委員：高野委員)</p> <p>【質問②】 申請地南西側の盛土工を実施する箇所で、樹木の植栽も計画されている。これは本件が林地開発に該当するため必要とされている施工なのか。</p> <p>【回答②】 ご指摘のとおりです。本件では森林法に基づく林地開発に該当するため、一定の割合の林地を残す必要があります。これを森林率という尺度で表し、林地として残っている面積に加え、新たに林地として整備する面積の合計が、開発区域の面積に対し何パーセントになるのかを用います。(福岡県農林水産部農山漁村振興課作成の「林地開発許可申請の手引き」に記述あり。)</p> <p>本件の開発目的(転用目的)が太陽光発電施設であることから、森林率はおおむね25パーセント以上が必要とされております。但し、開発区域(農地転用申請の区域)に残っている林地面積だけでは足りないため、当該箇所に植栽することとしております。これに伴い、本件では森林率が28パーセントとなります。</p> <p>(受任行政書士に確認)</p>

(13 番農業委員：大熊委員)

【 質問③ 】

図面上の農地（採草放牧地）と山林の境界が解らない。

【 回答③ 】

今回の転用計画範囲（申請地）の全体を、採草放牧地として扱っております。

(13 番農業委員：大熊委員)

【 質問④ 】

盛土の全体量は？

【 回答④ 】

回答①でございますとおり、想定される盛土量は、およそ 31,600 m³となっております。

(13 番農業委員：大熊委員)

【 質問⑤ 】

造成部分に森林区域を形成し植栽するとあるが、盛り土部分の「土留工」や「張芝」など行い、土砂の流出を防ぐべきではないか。

（近年の気候変動、特に「線状降水帯」の突発的な発生による「熱海での災害＝盛り土部分の地滑り」が二度とおきないように）

【 回答⑤ 】

当該箇所における施工については、森林法に基づく林地開発における基準を満たしているものと思料され、事務局として特段の指摘は行っておりません。

(13 番農業委員：大熊委員)

【 質問⑥ 】

森林区域の所管はどこになるのか？ その安全性は確認できたのか？

【 回答⑥ 】

森林法に基づく林地開発関係の所管部署については、福岡県農山漁村振興課森林保全係となります。

安全性については、当委員会において判断できる立場になく、申請人において前述の所管部署との協議を行っているとの説明を受けております。

（受任行政書士から聴取）

(13 番農業委員：大熊委員)

【 質問⑦ 】

水利同意書と関係流域はどの範囲なのか図面上に明示して欲しい。

【 回答⑦ 】

本案件における水利関係同意書に記載のある[]、[]、[]、[]
[]の各生産組合となっておりますが、その区域及び関係流域を把握していない
ため、図示することは難しく、資料として提示することは致しかねます。

2 総会時質疑項目

(7番農業委員：高野委員)

森林法で結局25%残すようになっているでしょ。そしたら、森林法でするんだ
ったらあえて農業委員会で審議する問題やろうかと思ってから。森林法で25%
残さないかと森林法で決まるとるんでしょ。あえて農業委員会で審議す
る必要があるのかなと思ってから。それともう1点。22ページの図面ですね、
これももう少し横からの断面図になりますけども、素人が見て分かるようにもう
少し丁寧に図面を書いて欲しかったんですけど。この図面見たら自分はなかな
か理解しづらいところがあるんですよ。他の皆さんがどういう風に思ってい
るかは分かりませんが。ただ21ページと22ページを見ると専門家が見
たら分かるかもしれんですけども、なかなか素人がみて分かりづらい点があ
るから、もう少し切土の高さが何mとか。書くには書いてありますけれども。
かなりの傾斜で6段くらいになるような感じになってるんですよ。確かに森
林を造成して、あえて残さんと結局森林法に反するから森林を作ることは分か
るんですよ。そしたら所管は結局回答⑥の福岡県農山漁村振興課 森林保全
係となっているんですよ。ここまで書いてあるのにあえて農業委員会で審議す
る必要があるのかなと思ったんです。

(事務局)

本来でいきますと、登記地目は山林という事で本来農地法の規制する土地では
ないという状況でございます。しかしながら、本件については採石法等との関
係から原状回復を行った際には、地主が行っている畜産業の採草地にするとい
うことになっていたという状況があります。従いまして、農地法の規制する土
地は登記地目が田、畑、採草放牧地。また、登記地目が違っていても現況農地
性があり、現に肥培管理を行っている土地は、農地という判定の下で農地法の
規制する土地となっております。この点を踏まえまして、今回の申請地につい
ては、農地法の規制する土地であると。農地台帳にも登録しておりますので農
地法の規制を受ける土地であるという観点から申請を行っていただいたとい
う状況です。また、2点目の22ページの法面断面図について分かりにくいとい
うところですが、これは申し訳ございません。これは分かりにくいかとは思
いますが、出来上がりは黒の実線となります。またその上には樹木が植栽される
という計画でございます。それから赤の細いラインについては、現況の法面の
傾斜を表している状況となります。従いまして、黒の実線の部分で法が出来上

がり、約 30mの高低差がある中で5m上がっては1段のいわゆる犬走、小段という事ですけれども、1m幅の小段を作りながら造成していくという計画になっております。詳しく確認すると、こちらの植栽する部分については、樹木の植栽と併せて、芝張り工も行うという事で申請代理人からも聞いております。この10mについては5mの高さ毎に小段を作るという事については、林地開発の技術的な基準の中にも規定されているということでそれに沿った計画になっているという状況です。

(13番農業委員：大熊委員)

私が一番心配するのは、質問の中にも挙げておりますように線状降水帯が来た時に、31,000 m³の土砂を埋め立てるということで、それを一番心配しているわけです。それで、これは農業委員会のほうでなかなか工事に対する技術面を審査するというのは難しいと思いますが、他の課とかですね、例えば県の防災課とかにお尋ねになって、これで大丈夫だというお墨付きが出たのかという事が1点心配であります。それと31,600 m³と言いますと、大体1mで3.1haですかね、こういった面積で1mの高さで3haくらいの土砂がという事になると思うんですよね。それでこれを50cmの高さで計算してみますと倍の6haですか。そういった土砂が最悪の場合流れてくるという事で、そういったことが色々心配をしますので、そこらへんが十分な工法で安全なのか。突発的なこういった降水帯で熱海の方でも埋め立て地については、非常に危険な箇所という事で、国の方も非常に関心を持っているものと思いますが、実際この工法で大丈夫なのか。それともし、これは農業委員会で審議していますので、最終的にもし事故があった際には、農業委員会の責任とかですね、そういったことも危惧されますので、そういったところをお尋ねしたいと思います。

(事務局)

今のご質問の分で県防災担当部署に確認を取りましたかという事ですが、確認は取っておりません。ただ、農地転用の担当部署については、金曜日に現地確認するという事でご案内していたところです。その際に林地開発の部分で先ほどご案内させていただきました農山漁村振興課の方とも連携をとれているはずだけれどもという事で、一応念のための確認をしていたら、そちらの手続きは県の方も確認して取れていると、協議は進んでいるという状況でございました。また、委員の方からもありましたが、ここの技術的に安全かどうかということについては、非常に難しく、まず正直に申し上げますと、一応林地開発の手引きを読ませてもらって付け焼刃ですけれども、今のところ基準を満たしているであろうと、あくまでも推測でしかありませんけれども。それと先ほどから申し上げております通り、県には林地開発の担当部署がございますので、そちらの方との別途協議が進んでいる状況であるということ。それと農地法の観点でいきますと水利関係承諾書については、先ほどご案内しました

地区の4つの生産組合から水利承諾がついているところがございますけれども、その水利承諾の中に条件付承諾という事で、書類の方にも記載させていただいておりますが、とにかく災害が起きないように沈砂池の整備や管理、排水に重きを置き、留意することという事で、地元の方も十分認識のもとで、申請に当たっては各委員さんからのご指摘もあって回答の内容を整理する際に間に入っている行政書士や状況によっては譲受人にもお話をしたことがあるんですけれども、しっかりと管理していただきたいと。そして、万全かどうか分からないけれどもことが起きる前に予見されるのであれば対応を取っていただきたいという事を現場レベルではありますけれどもお伝えをさせていただいています。状況的に行くとこれらを遵守していただけるという事で、本日も審議をいただいているという状況です。

(7番農業委員：高野委員)

先ほど自分が言った質問に答えてもらってないんですけど、これ林地開発でしょ。なのに採草地という事で、結局審議せんといけん問題なのか。所管は書いてある通りでしょうが。林地開発なのに採草放牧地があるからやるよという意味がちょっと農業委員会で審議する問題かなと思うんですよね。林地開発の部門やったら関係ないんじゃないかなと思って。

(事務局)

今のご質問に関してですけれども、審議する必要はございます。例えばミニ開発行為とかですね、飯塚市開発指導要綱に基づく事前審査会終了とかですね、県の開発行為に該当する部分について、都市計画法に基づく開発行為の事前審査会終了と同じようにですね、農業委員会としてこちらの申請地は登記地目が山林であるけれども、採草放牧地という判定があっている状況からした時には、やはり同じように農地転用申請は受け付けしなくてはならないと。これは農地法の規制する土地が先ほども触れさせていただきましたけれども、登記地目が今立派に家が建っているようが、登記地目が田んぼや畑で変わっていない以上は審議しなくてはいけない。反対に180度反対側の見方になりますが、たとえば宅地や雑種地や山林であったにしても、農業委員会が農地であると判断してしまっている以上は、農地法の所定の手続きを免れないという運用がございますので、本件については、それにならって申請をしていただいたという状況です。

(7番農業委員：高野委員)

ちょっと分かりづらい説明と言ったら悪い言い方になりますけれども、あくまで所管は県になつとるのにあえて農業委員会で審議する必要があるんやろうかと。そのところが分からんからもう少し丁寧に説明してくれんのですかと言いがうのがそういうところですよ。

(1番農業委員：福澤委員)

あるでしょうもん。事務局はあれしてくださいよ。

(7番農業委員：高野委員)

ちょっと待ってください。私が質問しよるのに横から入れんどってください。

(議長)

ちょっと待ってください。興奮せんどってください。事務局いいかな。

(事務局)

すみません。分かりにくい説明で申し訳ありませんが、端的に言うと農地法という法律の中で農地だという判断がどうしてもあります。それを判断したのは農業委員会の方ですね、これ採草地という事で最終的に出来上がるという状況であれば、これは採草放牧地であると。これは平成 30 年でしたか、今の体制がスタートして最初に重要な案件として現場を確認したという記憶がありますけれども、その時にですね、採草放牧地として判断することやむなしという事で判断があった中で農地という事で、農地台帳にも載ってなかった本件物件については、農地台帳に載せないといけないということで、肅々と対処してきた部分であり、先ほど言いました通り、今委員が指摘されましたように、林地開発については、山林担当の県の部署が担当していきますが、やはり農地法の規制する土地だという判断がある以上は、農業委員会に転用申請を出して判断していく。最終的には県知事が許可権を持っておりますが、判断していくという段階を踏まないで林地開発だけの手続きでは終わりませんよねという案件になっておりますので、今回議案上程をさせていただいたという状況でございます。

(7 番農業委員：高野委員)

もう少し補足説明のところに書いてもらっとけば分かるんよ。分かるんよと言ったら語弊がある。言い方が悪かったからごめんなさい。補足説明のところに書いてなかったからあえて森林開発しか、あえて造成森林する。結局所管はどこですかといったら結局林地開発 25%以上残しなさい。これは森林法の中で決まっとる。そういうところまで補足説明をもう少し丁寧にしてほしかったですね。

(事務局)

今のご指摘についてはですね、説明が足りなかった部分について、十分に反省したいと思います。今後は細心の注意を払って説明を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

(3 番農業委員：原田委員)

雨水の件ですね、南西側にはU字溝を敷設するという風には書いていますけれども、南西側においては、これは法面においてはこれは高さが5段も6段もあるとですよ。そうすると今みたいに予想せん雨がこれだけ激しく降ったら、法先が流れていくんやなかろうかと思うんですよね。そしたら下に土留がですね、他のU字溝をいけるところは、土留をされるんですかね。そうせんと多分流れていくと思います。

(事務局)

今の委員のご指摘であります。図面の方にはですね、私も十分な確認も

	<p>できてなかったというところではありますが、小段のところについて、計画平面図でいくといわゆる法尻、一番下のところにある45cmのU字溝が入るという事になっております。しかし、小段のところにもそれぞれU型の240というような規格のものが入るようになっております。そして、垂直方向法肩から法尻に向かって、それをつなぐようにして先ほどご案内した法尻にある45cmU型側溝に接続。そしてですね、それが敷地内を横断するような、沈砂池に向かって横断するようなU型側溝を経由して、沈砂池経由後、そのオーバーフローした水については、フレックス管を通じて[]川に放流という計画になっております。通常は造成して法面が安定する時期がどれくらい必要なのかということについては、私には合理的な判断基準がありませんけれども、造成して植栽、芝張り、U型側溝等を敷設して、終局的には沈砂池を経由して、河川放流ということですね、できるだけ土砂が排出されないようにという配慮はなされる施工ということになっております。</p> <p>(2番農業委員：大隈委員)</p> <p>この申請資料の中に工事期間が令和4年2月15日から4月15日という事で2か月間で造成、先ほどから盛土がどれだけという形で、そしてフェンスが全部あるけれど、直接ではありませんけれども、このくらいの工事期間でできるんですか。</p> <p>(事務局)</p> <p>この点についてのご指摘はごもっともだと思います。私も本件申請が出てきた時に、2か月で本当に大丈夫ですかと、間違いありませんかと指摘したのは事実です。しかし、まず私の方で申請があった時点で、そして年末年始を挟んで副会長からも大丈夫なのという事でご指摘を受けまして、今一度申請人の方に確認を取らせていただいたところなんですけれども、当然頑張りますという事でございました。それで、当然天候不順とかですね、施工業者側の従業員の配置とかで、今後不確定要素があると思うんですが、私たち基本的にはこういった施工期間で出てきている以上は、この期間で収まるようにしっかりと頑張ってくださいと。もし、これは許可が下りたときにしっかりと申しあげたいと思うんですが、施工期間が大幅に変わるようであれば、申請人は速やかに事務局に連絡調整をして下さいと先方にしっかりと伝えたいと考えております。</p>
審議結果	許可相当

議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別	田	209,029.98㎡
設定面積	畑	1,251.00㎡

	樹園地		0.00 m ²	
	採草放牧地		0.00 m ²	
	計		210,280.98 m ²	
作物別 設定面積	水稻	(3年以下)	132,302.98 m ²	33件
		(6年以下)	61,830.00 m ²	13件
		(10年以下)	16,148.00 m ²	3件
		計	210,280.98 m ²	49件
	計	(3年以下)	132,302.98 m ²	33件
		(6年以下)	61,830.00 m ²	13件
		(10年以下)	16,148.00 m ²	3件
		計	210,280.98 m ²	49件
第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

報告第1号 農地法第32条の規定に基づく利用意向調査の結果について

対象農地の筆数(筆)	うち対象者(人)	遊休農地の面積(m ²)	利用意向調査の結果(筆)						
			①農地中間管理機構の利用	②自ら権利の設定または移転を行う	③自ら耕作	④その他	⑤宛所不明	⑥未回答	⑦その他(調査票未発送等)
470	279	405,171.75	100	23	66	77	14	131	61

※⑦その他(調査票未発送等)…市長部局(農林振興課)にて別途指導を行う農地(59筆)、利用意向調査前に遊休解消が確認された農地(2筆)

報告第2号第1項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年11月12日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和3年11月12日

結果	済
----	---

報告第2号第2項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年11月12日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年11月12日
結果	済		

報告第2号第3項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年11月24日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年11月24日
結果	済		

報告第2号第4項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年11月30日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年11月30日
結果	済		

報告第2号第5項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		

貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年12月7日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和3年12月8日
結果	済		

報告第2号第6項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年12月7日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和3年12月8日
結果	済		

報告第2号第7項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年12月7日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和3年12月8日
結果	済		

報告第2号第8項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年12月7日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和3年12月8日
結果	済		

報告第2号第9項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年12月7日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年12月8日
結果	済		

報告第2号第10項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年12月7日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年12月8日
結果	済		

報告第2号第11項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年3月10日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年12月31日
結果	済		

報告第2号第12項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年11月1日

備考	使用貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年11月1日
結果	済		

報告第2号第13項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年11月1日
備考	使用貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年11月1日
結果	済		

報告第2号第14項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年11月1日
備考	使用貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年11月1日
結果	済		

報告第2号第15項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年12月13日
備考	貸貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年12月13日
結果	済		

報告第2号第16項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		

	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年12月12日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和3年12月12日
結果	済		

報告第2号第17項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年12月12日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和3年12月12日
結果	済		

報告第2号第18項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年12月20日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和3年12月20日
結果	済		

報告第2号第19項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年12月21日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和3年12月21日
結果	済		

報告第2号第20項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年12月21日
備考	戦前の権利不明小作(委員会)	引渡年月日	令和3年12月21日
結果	済		

質疑・意見

1 事前質疑項目(報告第2号第5項～第10項関係)

【質問①】

今回の合意解約は、合計 [REDACTED] で、借主の経営は大丈夫なのか？

また、農地の状態が良くない、耕作できないなどのうわさがあるが、正常な農地で返されてるのか？

【回答①】

借主においては、現在、農業経営の廃止に向けて準備中であることを把握しております。このことについては、弁護士が代理人となり、民事手続きにおいて進めている状況となっております。

今回の合意解約は、この手続きにも関連してなされたものと思料されます。今後も合意解約の提出は予想され、返還後の農地の肥培管理については、喫緊の課題であると考えております。

また、借り受けていた農地の管理が十分でなく、遊休地化している農地が存在しているとの情報提供もごございます。

農業委員会といたしましても、地区担当の農業委員・推進委員をはじめ、他の委員との連携の中で、担い手となる農家の掘り起こしを行い、その方に農地を担っていただくという活動が必要になってくると考えております。

2 総会時質疑項目

(13番農業委員：大熊委員)

この件につきましては、私が以前にそういった農業上の経営、特に認定農業者等の人たちが非常に、地域の模範となるような農業経営をされていければという事で、そういった思いで前質問させていただいたんですが、この方につきましては、かなり経営規模が大きいんですよね。手が回らないほど経営が大きくなって、それによって農業の収益と言いますか、そういったものも損なわれているようなそういった状況であったと思います。それで、今後はこういった例が出ないように農業委員会なり農政部の方と一緒にあって、こういった、

これはまさに破産でしょ。こういった破産という形になるとですが、こういった例が出ないようにですね、認定農業者という事でなられているんですから、そこらへんの助言をしていかないといけないと思いますので、一言申し添えときます。

報告第3号 農地転用完了等の報告について

①前月中に	
(1) 完了予定日を迎えた転用案件	
(2) 完了確認を行った転用案件	
(3) 現況証明書を交付した転用案件	
②今月中に	
(1) 完了予定日を迎える転用案件	
③前月中に	
(1) 非農地証明を交付した案件	
備考	なし
結果	済